

裾野市発注工事の主任技術者の兼任に係る取扱について

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 3 項の規定により、建設工事の現場に専任の者を置くこととされている主任技術者については、つぎのとおりとする。

1 令第 27 条第 2 項の取扱について

- (1) 工事の対象となる工作物に一体性もしくは連続性が認められる工事、又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ工事現場同士の距離が直線で 10km 程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、兼任することができる判断する。
- (2) (1) の場合において、主任技術者が管理できる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則 2 件とする。
- (3) (1) 及び (2) の適用にあたっては、個々の工事の状況や距離等の条件を踏まえ、適正な施工に支障をきたさないこと。

2 手続き

主任技術者を兼任しようとする場合は、当該工事の監督員及び兼任する他の工事の監督員の承諾を得た上で、契約時に主任技術者兼任届出書を市に提出すること。

3 適用

令和 2 年 6 月 1 日から契約を行う建設工事に適用する。